

「永住取り消し」法案に反対し、 人権法制度の実現を求める教会共同声明

2024年3月15日

外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）

政府は本日、「育成就労制度創設」法案、「永住取り消し」法案、「在留カード・特別永住者証明書とマイナンバーカードの一体化」法案を閣議決定しました。私たちはこれらの法案に対して、怒りをもって抗議します。なぜなら、多くの市民団体や弁護士会からの批判、自由権規約委員会など国際人権機関からの懸念と勧告を、まったく無視する法案だからです。

この間、「外国人住民基本法」の制定に取り組んできた私たち外キ協は、諸外国ではすでに実現している国内人権機関や人種差別撤廃法、難民保護法など、もっとも基本的な人権法制度が欠如したままの、外国人に関わる法案提出に反対します。とりわけ今回の「永住許可取り消し」法案は、日本社会をさらに分断し、将来にわたって日本人も外国人も「共に生き、生かし合う社会」の実現を阻むものです。

1. 「多民族・多文化社会」に逆行

いま日本で「共に暮らす」外国人住民は、①在日韓国・朝鮮人や台湾人の旧植民地出身者の特別永住者が28万人。②移住労働者や日本人と結婚した国際結婚移住者、留学生、難民などのニューカマー、そして華僑、中国帰国者の子どもや孫なども含めて中長期在留者が294万人。③難民認定率1～2%の日本で難民認定不許可となり在留資格を失った人たち、超過滞在となったが日本で結婚し子どもが生まれ「帰るに帰れない」人たちなど非正規滞在者が約7万人。④外交や公用、短期滞在者などが推計で3万人以上です。

これら外国人住民の総計は約332万人に達します（2023年6月末現在）。その出身国数は193であり、ほぼ全世界の国ぐにの人のびとが日本で暮らしていることになります。日本のキリスト教会も、多くの外国人信徒・教役者を迎えて、「多国籍・多文化」しつつあります。

②の中長期在留者のうち永住者は、2013年：66万人からこの10年間で、2023年：88万人へと増加しています。特別永住者や華僑はすでに在日五世が生まれ、それにプラスして、ニューカマーの多くが「永住者」となっていることは、日本を文字通り「多民族・多文化社会」へと形づくっているのです。それにもかかわらず、「永住許可取り消し」法案はこのような現実をまったく無視し、逆行するものとなっています。

2. 現在の厳しい永住許可基準、過酷な義務規定

上記①の特別永住者は、父母、父または母が特別永住者なら、子どもは特別永住者となります。しかし、②の中長期在留者が「永住者」となるには、素行善良要件／独立生計要件（生活保護など受けていないか）／国益要件、その一つに在留歴10年以上（そのうち就労資格か居住資格で5年以上在留）——を、すべて満たさなければなりません。これらの要件はいずれも、法務省の自由裁量によって諾否が判断されます。そのうえ法務省は近年、許可基準をさらに厳しくし、許可率が低下しています。

永住申請にあたって外国人は、膨大な資料の提出を求められます。たとえば、過去5年分の収入と納税に関する資料、直近2年分の社会保険料納付の資料が必要とされ、この5年間で転職時のブランクなどで収入が激減した年があった場合や、この2年間で社会保険料の納付が遅れた場合でも、永住不許可となってしまいます。

永住許可要件のうち、とりわけ「原則10年以上の在留歴」（「日本人の配偶者」などには短縮）という要件は、下の<表>に見るように、諸外国と比較しても格段と厳しいことが分かります。

<表> 諸外国における永住者の取り扱い

	日本	米国	英国	フランス	ドイツ	カナダ	オーストラリア
永住許可に必要な在留歴	10年	基本的に不要	通常5年以上	通常5年以上	通常5年以上	基本的に不要	基本的に不要
再入国許可の要否	必要	不要	不要	不要	不要	不要	不要
住居地の変更届け出先	市町村	移民局にオンラインまたは郵送	届け出不要	警察または市役所	管轄登記所	なし	なし
在留カードの常時携帯義務	あり	あり	なし	あり	なし	なし	なし

【出典】2017年11月、「移住者と連帯する全国ネットワーク」（移住連）との意見交換会において、法務省が提出した資料

それでも、中長期在留者の多くは、最初「在留期間1年」から出発して、2年、3年……と必死に働き、必死に家計を支え、これらの厳しい要件を何とかクリアして、「永住者」という在留資格を得てきたのです。なぜなら、永住者になれば1年ごと、3年ごとの面倒な在留更新が必要なくなり、また住宅ローンや教育ローン、奨学金なども利用しやすくなるからです。

このように苦勞して、もっとも安定したはずの在留資格「永住者」を得ても、永住者には上記の<表>にあるように過酷な義務規定が課せられます。

日本を除く諸外国では、「再入国許可」は自国民と同様に不要としています。また、国際人権条約の自由権規約では、永住者は国籍国のみならず居住国への「再入国の権利」がある、と定めています。ところが日本では、その権利を認めず、法務省の裁量による許可制度としています（そのため1980年代、指紋拒否者には再入国許可を認めないという制裁措置が加えられました）。

また、「住居地の変更届け出」（14日以内）を怠った場合、日本人は住民基本台帳法によって行政罰を科せられます。しかし永住者など外国人住民は、「行政罰：5万円以下の過料」＋「入管法の刑事罰：20万円以下の罰金」となり、さらに届け出遅延が90日を超えると「在留資格取り消し」となります。

日本人には身分証明書などの常時携帯義務はありません。しかし永住者など外国人住民には、在留カードの「常時携帯義務」と、警官などへの「カード提示義務」があり、それに違反すると「不携帯罪：20万円以下の刑事罰」「提示拒否罪：1年以下の懲役または20万円以下の刑事罰」が科せられます。さらに永住者には7年ごとの「カード更新義務」があり、「更新遅延罪：1年以下の懲役または20万円以下の刑事罰」となっています。

このように日本では、「永住者」に対しても過酷な管理・罰則制度をしいていて、これでは、とても「永住権」とは言えません。すなわち「永住する権利」ではなく、単なる「在留資格の一つ」とされているのです。

3. この上、さらに「永住許可取り消し」

政府は今回の法案で、①入管法上の義務を遵守しない、②故意に公租公課の支払いをしない、③刑罰法令違反で1年以下の拘禁刑に処せられた――「永住者」に対して、永住許可を取り消す、としています。

しかし、「①入管法上の義務」とは、上記にあるように、日本人には課せられない、あからさまな差別的規定であり、これは国連の自由権規約委員会から繰り返し是正勧告が出されている人権侵害条項なのです。

「委員会は、在日韓国・朝鮮人、被差別部落およびアイヌ・マイノリティのような社会集団に対する差別的な取扱いが日本に存続していることについて、懸念を表明する。永住的外国人であっても、証明書を常時携帯しなければならない、また刑罰の適用対象とされ、同様のことが、日本国籍を有する者には適用されないことは、規約に反する」（1993年の最終見解）

「委員会は、日本の第3回報告の検討〔1993年〕終了時に、外国人永住者が、登録証明書を常時携帯しないことを犯罪とし、刑事罰を科す外国人登録法は、規約第26条に適合しないと最終見解を示した意見を再度表明する。委員会は、そのような差別的な法律は廃止されるべきであると、再度勧告する」（1998年の総括所見）

したがって、政府が言う「入管法上の義務」、すなわち再入国許可制度、住居地の変更届け出や在留カードの常時携帯・更新義務における刑事罰規定は、国際人権法に違反するものであり。そもそも廃止されなければならない制度なのです。

「②公租公課の義務」ですが、突然の病気や事故、震災やコロナ禍によって、税金や社会保険料の支払いができなくなることは、誰にでも起こることです。税金の未払いに対しては所得税法による処罰や強制徴収、社会保険料の未払いに対しては追徴金や刑事罰が定められていて、日本人も外国人も適用されます。それにもかかわらず、外国人の永住者に対してさらに制裁措置を加えることは、常軌を逸しています。

「③刑罰法令違反での1年以下の拘禁刑」についてですが、現在の入管法では、「永住者」「定住者」などが「無期または1年を超える懲役」に処せられた場合、「退去強制」の対象となります。ところが今回、「1年以下の拘禁刑」に処せられた場合には「永住取り消し」としています。しかしこれらは、刑期満了後、さらに制裁を加える「二重の制裁」と言うべきものです。

今回の永住取り消し法案では、住居侵入罪・通貨偽造罪・文書偽造罪・有価証券など偽造罪・印章偽造罪が列挙されていて、「1年以下の拘禁刑」に処せられた者の永住資格を取り消すとしています。そこには「過失犯」も含まれます。しかし、「普段は善良に生活していても、長い人生の中でこれらの過ちを犯さぬ保証はない」のであり、永住取り消し事由の②も③も、「税金等の少額未納が発生した場合や、過失犯も含めた軽微な犯罪の場合に在留資格が取り消されることがあり得るという立場に置くこと自体、永住者の法的地位を著しく脆弱化させる」のです（3月7日、東京弁護士会の会長声明）。

さらに看過しがたいことは、永住者の「公租公課」未払いに対する国家公務員・地方公務員の「通報」を定めたことです。違反行為を発見した時の公務員の通報義務は、すでに刑訴法や入管法で定められています。それにもかかわらず、今回「通報することができる」と規定することは、きわめて恣意的であり、自治体職員までも「監視社会」の“国家監視員”として活用しようとする布石なのかもしれません。

4. 政府が主張する「立法目的」と「立法事実」

政府は、永住取り消し法案の「立法目的」を次のように説明しています。「技能実習制度」に代わる「育成就労制度」を創設する、この新制度を「特定技能制度」に連結させる、そして「永住に繋がる特定技能制度による外国人の受け入れ数が増加することが予想される」ことへの対応策として、永住取り消し制度を設ける、と。

しかし、「育成就労」外国人が「特定技能」に移行して「永住者」になるには、最短で13年も要します。また現在でも、永住許可条件をクリアすることは容易ではありません。つまり政府が主張する「予想」は、的的外れと言うしかありません。結局のところ、政府の真意は、「永住者をこれ以上増やしたくない」「日本を移民社会としたりしたくない」というところにあるのでしょうか。「外国人を労働力として入れるが、永住させない」という政府の考え方自体が身勝手であり、根本的に間違っています。

また政府は、この法案の「立法事実」を、「永住許可直後に不自然な事情の変更が生じる事案が見受けられること」としています（2023年6月、政府作成のロードマップ）。しかし法務省は、「不自然な事情の変更」事例を数例あげるだけで、それが全体の永住許可件数の中でどのくらいの件数なのか、法改定を必要とする客観的数値を示そうとはしません（2024年3月12日、移住連との意見交換会）。つまり、こうした「事案が見受けられる」程度の、根拠薄弱な“立法事実”なのです。

5. 今こそ基本的かつ包括的な人権法制度が必要

2009年国会審議において、外国人登録法を廃止して外国人の在留監視・管理システムを入管法・入管特例法および住民基本台帳法に移行させる政府の改定案に対して、厳しい論戦となり、最後は与野党が一致して、「法務大臣は、永住者の在留資格をもって在留する外国人のうち、特に我が国への定着性の高い者について、

歴史的背景を踏まえつつ、その者の本邦における生活の安定に資する観点から、その在留管理の在り方を検討する」という条文が、改定入管法に追加されました（附則第 60 条の 3）。そして参議院の附帯決議では、「永住者の……在留カードの常時携帯義務およびその義務違反に対する刑事罰の在り方、在留カードの更新等の手続き、再入国許可制度等を含め、在留管理全般について、広範な検討をおこなう」と明記されました。

今回の永住取り消し法案は、このような 2009 年国会「立法府の意思」を弊履のごとく捨て去った「行政府の暴走」と言うべきものです。

法務省作成の<表>（2 ページ）にある国ぐにでは、国籍法で「生地主義」あるいは「血統主義+加重生地主義」を採用しています。しかし血統主義に固執する日本では、父母とも外国籍の子どもは外国籍となります。現在、永住者 88 万人のうち 10 万人が 18 歳未満です。親と一緒に渡日した子、日本で生まれた子、これら「在日」二世・三世の子どもたちには、諸外国に見るように、また子どもの権利条約が定めているように、本来は日本人の子どもと同等の権利が保障されなければならないのです。

以上見てきたように、永住取り消し法案は、永住者のみならず外国人住民すべてを、不安と絶望におとし入れ、日本人と共に「共生社会」をつくりたいという切実な願いを踏みにじるものです。

私たちは教会で、地域社会で、また学校で、職場で、日本人も外国人も「共に生き、共に生かし合う」ことを強く願い、その社会の実現をめざしてきました。私たちは、今回の永住取り消し法案の国会提出に抗議します。

1. 国会は、永住取り消し法案を、ただちに廃案としてください。
2. 国会は、各地で外国人住民公聴会を開き、外国人住民の意見を反映した外国人住民基本法、人種差別撤廃法、難民保護法、国内人権機関設置法を制定してください。

上記のことを、私たちは日本の教会・キリスト者および市民社会の総意として表明すると共に、海外の諸教会および国際人権機関に連帯を訴えていきます。

【呼びかけ】 外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）

【賛同】 アトットゥミャンマー支援／日本キリスト教会大会人権委員会／日本基督教団廿日市教会／日本福音ルーテル教会社会委員会／日本福音ルーテル教会北海道特別教区第 44 回定期総会参加者有志／日本バプテスト連盟理事会／マイノリティ宣教センター運営委員会／日本バプテスト連盟日韓・在日連帯特別委員会／日本バプテスト同盟駒込平和教会／日本聖公会正義と平和委員会／日本聖公会人権問題担当者／在日大韓基督教教会社会委員会／外国人との共生をめざす関西キリスト教代表者会議／外国人との共生をめざす関西キリスト教連絡協議会／日本キリスト教協議会都市農村宣教委員会／日本聖公会東京教区人権委員会／日本基督教団東中国教区社会委員会／日本基督教団部落解放センター／日本キリスト教団関東教区宣教部委員会／日本聖公会東京教区正義と平和協議会運営委員会／日本カトリック難民移住移動者委員会／日本キリスト教会北海道中会ヤスクニ・社会問題委員会／日本キリスト教協議会在日外国人の人権委員会／外国人住民基本法の制定を求める北海道キリスト教連絡協議会／外国人住民との共生を実現する九州・山口キリスト者連絡協議会／外国人住民との共生を実現する広島キリスト者連絡協議会 <4月18日現在>

.....

各教派・団体、教区、個教会、関係委員会の皆様へのお願い

4月16日、衆議院本会議で「育成就労制度創設」法案、「永住取り消し」法案、「在留カード・特別永住者証明書とマイナンバーカードの一体化」法案の趣旨説明がなされ、来週24日から法務委員会で審議が始まります。上記の教会共同声明に、ぜひ賛同してください。第二次締切を5月15日として、衆議院と参議院に提出します。ご賛同いただければ、外キ協事務局（raik.kccj@gmail.com）へ、「団体名／連絡先メールアドレス」をお知らせください。

外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）

